

## 浜名湖エリア下水道施設の維持管理業務の委託契約更新について

### 1 経緯

浜名湖沿岸部(北区・西区)に設置された5箇所の浄化センターと2箇所の中継ポンプ場は、浜名湖の良好な水質保全と処理区域の衛生環境の改善を目的として、分流式下水道により生活排水処理を行っています。また、これら下水道施設の工事以外の維持管理は、区ごとに2件の業務委託契約により民間の専門業者に委ねています。

両契約とも今年度末で委託期間が終了するため、中長期的な施設の再編や集約化の方針を定めるまでの期間(3年間)において、更なる民間活力の導入を図る目的から動力費等のユーティリティー調達や個別契約していた委託業務を包括しての契約更新を企画しました。

本維持管理業務は、WTO特定調達契約に該当するため、入札準備期間と業務引継期間の確保を必要とすることから、平成29年度当初予算で債務負担行為(平成29年度～平成32年度)を設定しました。

### 2 市場調査の実施

現行2件の維持管理業務委託契約の統合によるスケールメリットとしての維持管理コストの縮減や未利用敷地の有効利用等の民間提案を期待し、業務内容や公募条件に関する民間事業者の意見を把握するため、サウンディング型市場調査(公募型)を行いました。

- 1) 経緯
  - ・平成29年4月11日；実施要領の公表
  - ・平成29年4月20日；事前説明会の開催
  - ・平成29年5月17日；対話の実施
- 2) 結果概要 浜名湖沿岸下水道施設全ての広域管理や用地の有効利用等の手法について、費用対効果等を含めた具体的な提案がありましたが、緊急時の出動体制(30分以内)の確保を前提とすると人員配置の効率化は困難であり、用地有効利用のメリットについては、委託期間が長期的な場合においては効果的であるとの意見などが得られました。

### 3 次期「浜名湖エリア下水道施設 維持管理業務委託」の発注形態

サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、本市の条件を考慮して発注形態についてメリットとデメリットを総合的に評価した結果、以下のとおりとしました。

- ① 未利用敷地の有効利用 → 業務に含めない。(委託期間内での有効な提案がなかった。)
- ② 現行2件の業務委託の統合 → 統合しない。(委託箇所が広域なため、緊急対応の拠点は現状と同じ2箇所必要であり、3年間の委託期間では、統合による委託費用の縮減が期待できない。)

### 4 今後の入札スケジュール予定(案)

平成29年9月28日	公告開始
平成30年1月30日	契約締結
平成30年4月1日	～ 次期委託業務開始

【現行委託契約】

委託1：湖東浄化センター・館山寺浄化センター・村櫛ポンプ場 維持管理業務  
(業務履行期間 平成25年4月1日から5年間)

委託2：細江浄化センター・井伊谷浄化センター・三ヶ日浄化センター・金指ポンプ場  
維持管理業務  
(業務履行期間 平成27年4月1日から3年間)